

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

逐条解説

目次	
第1条（目的）	----- 2
第2条（定義）	
第3条（市の責務）	----- 3
第4条（土地所有者等及び土地の埋立て等を行う者の責務）	
第5条（土砂等を発生する者及び土砂等を運搬する者の責務）	----- 4
第6条（土地の埋立て等の許可）	----- 5
第7条（許可の申請）	----- 7
第8条（許可の基準）	----- 9
第9条（許可の条件）	----- 11
第10条（事業の変更）	----- 12
第11条（着手の届出）	----- 13
第12条（土壌の調査及び報告）	
第13条（施工管理者の設置等）	----- 14
第14条（標識の表示）	
第15条（帳簿の記載）	----- 15
第16条（書類の備付け及び閲覧）	
第17条（完了等の届出）	----- 16
第18条（名義貸しの禁止）	----- 17
第19条（許可の地位の承継）	
第20条（報告の徴収）	----- 18
第21条（立入検査）	
第22条（許可の取消し等）	
第23条（措置命令等）	----- 19
第24条（違反事実の公表）	
第25条（協力要請）	----- 20
第26条（委任）	
第27条（罰則）	
第28条（両罰規定）	----- 21
附則	

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「土地の埋め立て等」という。）について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例の目的を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることになる。
- 2 この条例は、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としており、土砂等による土地の埋立て等そのものを防止するものではない。

【解説】

- 1 生活環境の保全とは、埋立て等によって発生する騒音、振動、粉じん以外にも自然環境を含む良好な生活環境の確保を、災害の防止とは、無秩序な土地の埋立て等によって生じる土砂等の崩落や流出等の防止を想定している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。
- (2) 改良土 土砂等(泥土を含む。)又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し化学的に安定処理したものをいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)行為をいう。
- (4) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例における用語の定義について定めている。

【解説】

- 1 土砂とは、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいう。
- 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項の廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。
- 3 再生骨材、鉍さい、汚泥など、廃棄物が含まれる土砂等を用いた埋立て等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が適用されることになる。
- 4 土砂等について、有価物か無価物かは問わない。
- 5 改良土とは、土砂等(汚泥を含む。)建設汚泥に水分調整、粒度分別、生石灰添加などを施した土のことをいう。
- 6 土地の埋立て等とは、次の3種類とする。

埋立て 周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること

盛土 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの

堆積 周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの

- 7 建設工事に伴う発生土や購入土の一時堆積などは、将来その形状の変更が予定されているものではないため対象としない。
- 8 製品の製造又は加工のための原材料の堆積とは、生産の資材となる原材料の堆積については、一般に極めて短期間と考えられること、土壌汚染のおそれが極めて小さいこと、災害発生について労働安全衛生法で防止措置が講じられていることから、対象とはしない。
- 9 埋立て等区域とは、埋立て等を計画している区域の土地の土地登記簿上に記載されている面積ではなく、実際に埋立て等を行う区域そのものの面積をいう。

(市の責務)

第3条 市は、県その他関係機関と連携して、土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、市の基本的な責務を定めている。

【解説】

- 1 県、その他関係機関と連携しながら、市内での土地の埋立て等が適正に行われるよう日常的なパトロールの実施、事業者の指導、普及啓発活動の施策を実施することを責務とした。

(土地所有者等及び土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、市が実施する不適正な土地の埋立て等の防止に関する施策に協力しなければならない。
- 3 土地の埋立て等を行う者は、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るとともに、当該埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土地の埋立て等を行う者の措置)

第3条 条例第4条第3項で規定する土地の埋立て等を行う者がする必要な措置とは、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立て等区域の周辺の土地の所有者に対し、土地の埋立て等の内容について、那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領(平成 年那珂市告示第 号)に規定する同意及び周知をすること。
- (2) 土地の埋立て等の施工に係る苦情、紛争、事故等が生じたときは、誠意をもってその解決、

事故処理等をする事。

3 地元関係者に対する周知及び同意

(1) 事業計画者が同意を取得する地元関係者範囲は、次のとおりとする。ただし、他の法令による許可等があった土地の埋立て等は、同意に代えて周知することができる。

ア 埋立て等区域に隣接する土地の所有者

イ 埋立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 事業計画者が周知を行う地元関係者の範囲は、次のとおりとする。

ア 埋立て等区域の外周道路、水路等に隣接する土地の土地所有者

イ 埋立て等区域の境界から、原則として 100 メートル以内に居住する住民及び事業所

(3) 事業計画概要は、次の事項を記載するものとする。

ア 申請者の住所、氏名（名称）及び電話番号

イ 土地の埋立て等の目的、位置及び面積

ウ 土砂等の数量

エ 埋立て等の予定期間

オ 搬入経路を示した図面（概ね主要道路から埋立て等区域まで）

カ その他必要な事項

【趣旨】

1 本条は、土地所有者等と土地の埋立て等を行う者の基本的な責務を定めている。

【解説】

1 土地所有者等は、汚染された土砂等による土地の埋立て等ではないこと、埋立て等による土砂等の崩落や流出等を防止する計画であることなど、土地の埋立て等が適正に行われるように確認してから、土地を提供するよう努めなければならない。また不適正な埋立て等が行われることを知った場合は、土地の埋立て等を行う者への注意や市への通報協力などを行わなければならない。

2 土地の埋立て等区域の隣接する周囲の土地所有者等及び住民に土地の埋立て等の内容を周知し、土砂等の流出等に対し誠意をもって対応することとした。

3 土地の埋立て等を行う者は、この条例による基準を遵守し、無秩序な土地の埋立て等とならないようにしなければならない。

（土砂等を発生させる者及び土砂等を運搬する者の責務）

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により、土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により、適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する者は、土地の埋立て等に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう必要な配慮をしなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する者について、適正な土地の埋立て等が行われるよう基本的な責務を定めている。

【解説】

- 1 土砂等を発生させる者は、建設工事等の現場状況を踏まえて、建設残土の処分方法、処分先など適正な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う者に対して、適正な指示を行うこと。
- 2 近年、土砂等の運搬を装った産業廃棄物等の不法投棄事案が多く発生している。これらの事案において、土砂等を運搬する事業を行う者の役割が大きいため、埋立て等による土壌の汚染を招かないよう土砂等を運搬する者は必要な配慮をしなければならない。
- 3 必要な配慮とは、土砂等を運搬する者について、例えば土壌試験を行い汚染状態の確認を求めようなものではなく、通常の事業活動を行う場合における可能な限りの確認を求めものである。具体的には、運搬しようとする土砂等の排出及び保管の状況並びに性状(廃棄物混入の有無等を含む。)等を確認することを想定している。

(土地の埋立て等の許可)

第6条 埋立て等区域の面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満の土地の埋立て等(当該埋立て等区域の土地に隣接する土地において、当該土地の埋立て等を行う者若しくは当該埋立て等区域と同一の所有者により当該土地の埋立て等を施工する日前1年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合は、その面積を合算するものとする。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等で行う埋立て等
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (4) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行う者にあつては、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000平方メートル未満の土地の埋立て等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(条例第6条第2号の規則で定める者)

第4条 条例第6条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- (2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

- (7) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認める者
- 2 前項第 8 号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(条例第 6 条第 3 号の規則で定める土地の埋立て等)

第 5 条 条例第 6 条第 3 号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (2) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定による認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業及び同法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の土地の埋立て等
- (5) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)第 36 条の規定による除染実施計画に基づいて行う土地の埋立て等

(条例第 6 条第 5 号の規則で定める土地の埋立て等)

第 6 条 条例第 6 条第 5 号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土地の埋立て等

5 許可の申請の省略

他の法令の規定による許可等があった土地の埋立て等で、2(2)の関係書類に基づき、埋立て等区域に搬入する土量が 300 立方メートル未満の土地の埋立て等については、条例第 7 条の規定による申請を省略することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、土砂等による土地の埋立て等についての適用範囲と許可制度を定めている。
- 2 公共事業による土地の埋立て等や他法令等により土砂等による土地の埋立て等を間接的に規制している場合については、条例の適用除外とした。

【解説】

- 1 土地の埋立て等の許可は、事業区域のうち土地の埋立て等を行う面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満の土地の埋立て等を行おうとする者を対象としている。
- 2 事業を行う区域内で発生した土砂等を用いた埋立て等については、発生場所や埋立て等を行おうとする者が既に特定されているため適用除外とした。
- 3 公共事業に使用する又は発生する土砂等については、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な土砂等による土地の埋立て等とならないと判断し適用除外とした。
- 4 他の法令の規定による許認可等の処分を受けた土地の埋立て等は、その法令の規定及び運用基準等から判断して、本条例の目的が達せられると考えられることから、規則により適用除外とした。他の法令とは碎石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法とする。
- 5 自らの住居や使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000平方メートル未満の土地の埋立て等は適用除外とした。
- 6 規則で定める土地の埋立て等は次のとおりである。

非常災害のために必要な応急処置として行う土地の埋立て等、非常災害が発生した場合、被害が拡大しないよう応急処置として行う土地の埋立て等は、緊急性を要するため適用除外とした。

運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を有する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等、運動場に土砂をまく行為やゴルフ場のバンカーに砂を足す行為、駐車場に砂利を敷く行為などの本来の機能を維持する目的で行う埋立て等、又は植樹のために樹木と一緒に搬入する土砂等の埋立て等など日常生活や土地の管理のために行われる埋立て等は適用除外とした。
- 7 事前協議において、埋立て等の土量が300m³以下のものは軽微な埋立て等として、許可申請を省略することができるとした。その場合、事前協議済書に「軽微な埋立て等」と明記する。

(許可の申請)

第7条 前条の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主である事務所の所在地)
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所

- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定による申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第7条第1項第11号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号とする。

3 条例第7条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、書類及び図面の一部を省略することができる。

(1) 埋立て等区域の位置図及びその付近の見取図

(2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書

(3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

(4) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面の写し

(5) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し

(6) 施工管理者の住民票の写し

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)及び搬入経路図

(8) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)

(9) 土砂等の発生から処分までのフローシート

(10) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(11) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

(12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書

(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において、土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号)。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)

(15) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(16) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し

(17) 埋立て等区域の土地の所有者一覧

(18) 同意書の写し及び周知状況を示す書類

(19) 誓約書(様式第7号)

(20) 那珂市暴力団排除条例に関する誓約書(様式第8号)

(21) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

4 前項第14号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が特に承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに、同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

【趣旨】

1 本条は、許可申請書の必要記載事項を定めている。

【解説】

1 土地の埋立て等を行おうとする者は、事前に許可申請書と規則で定める必要書類等を提出しなければならない。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条の規定による許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の規定による許可をしてはならない。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)に掲げる別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するもので改良土でないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) その土地の埋立て等に用いる土砂等について、茨城県から発生したものであり、その土砂等発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等に含まれる有害物質(鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。

(4) その土地の埋立て等の施工に関する計画が、規則で定める技術上の基準に適合していること。

(5) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が、埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(6) その申請をする者又はその申請を請け負って施工する者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 第 22 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那珂市行政手続条例(平成 9 年条例第 10 号)第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

イ 第 22 条及び第 23 条第 2 項の規定による命令に係る行為の停止期間を経過しない者又は第 23 条第 1 項の規定による命令に違反している者

ウ 土地の埋立て等に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 那珂市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 31 号)第 2 条第 1 項に規定する者

オ 条例に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

カ 条例違反により有罪判決を受け、その判決の決定から 5 年を経過しない者

(許可の基準)

第 8 条 条例第 8 条第 3 号の規則で定める物質は、別紙第 1 の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第 8 条第 3 号の規則で定める基準は、別紙第 1 の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

3 条例第 8 条第 4 号の規則で定める技術上の基準は、別表第 2 のとおりとする。

4 条例第 8 条第 5 号の規則で定める基準は、別表第 3 のとおりとする。

【趣旨】

1 本条は、土地の埋立て等の許可を行う際の基準について定めている。

【解説】

1 許可権者である市長は、許可申請に係る土地の埋立て等が本条に規定する基準のすべてに適合していると認める場合でなければ、許可をすることができない。

2 土地の埋立て等に用いることのできる土砂等の性質について、一般に石灰・セメント系の固化剤で安定処理を行った土は pH が高アルカリ性になり、植生への影響や土中構造物の腐食を生じ易くなること等の生活環境に影響を及ぼすことが懸念される改良土は除き、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に掲げる別表第 1 の第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土又は第 3 種建設発生土とする。

○建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(抜粋)

(建設発生土の利用)

第 4 条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第 1 の左覧に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。

別表第 1(第 4 条関係)

第 1 種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第 2 種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第 3 種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第 4 種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの(第 3 種建設発生土を除く。)をいう。)	水面埋立て用材料

- 3 土地の埋立て等に用いる土砂等について、茨城県内で発生したものに限り、併せてその土砂の発生する場所から、直接的に搬入されるものに限定した。
- 4 土地の埋立て等に用いる土砂等に含まれる有害物質とその汚染の状態については、土壤汚染に係る環境基準を適用することとした。
- 5 土砂等の流出を防止するため、埋立て等を施工するに当たって必要な技術上の基準、例えば高さ、のり面勾配、踏み固めの方法などについて定めている。
- 6 搬入するための道路について、道路管理者との協議や土砂のまきだし防止措置、通学時間帯の搬入車両の通行禁止措置、騒音、振動や粉じん発生防止措置などを講じていること。
- 7 申請をする者などの欠格要件を定めている。
- 8 不正又は不誠実な行為をするおそれとは、条例に違反し、告発又は起訴されている者を想定している。
- 9 社会的に非難されるべき関係を有する者とは、直接的に暴力団に対して資金を提供したり、暴力団を利用したりする関係を有している者にとどまらず、そのような関係を生ぜしめる密接な交際や暴力団の威力の維持又は拡大につながるような助長行為を行う者を想定している。
- 10 その他規則で定める要件に該当する者とは次のとおり定めている。
 - 条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - 条例に基づく処分に違反したことにより有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定した日から 5 年を経過しない者

(許可の条件)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定による許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(許可又は不許可の決定)

第9条 市長は、条例第6条の許可の申請があった場合にあつて、許可又は不許可の決定をしたときは、土地の埋立て等許可(不許可)決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、許可を行う際の条件について定めている。

【解説】

- 1 許可申請の審査の結果、搬入車両の通行禁止時間帯の設定や搬入道路の設定などについて条件を付して許可できることとした。

(事業の変更)

第10条 第6条の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、第7条第1項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項(第7条第1項第3号に掲げる事項の変更は、第6条の許可を受けるものとする。)を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に第7条第2項に規定する書類及び図面のうち、変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があつたとき、又は第7条第1項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可の申請等)

第10条 条例第10条第2項に規定する申請書は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第10号)とする。

- 2 市長は、条例第10条第2項の許可の申請があつた場合にあつて、許可又は不許可の決定をしたときは、土地の埋立て等変更許可(不許可)決定通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
 - (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
 - (3) 土地の埋立て等の施工に関する計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)
- 4 条例第10条第4項の規定による届出は、その変更があつた日から30日以内に、土地の埋立て等変更届(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。
 - (1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人の主である事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあつては、法人の登記事項証明書

【趣旨】

- 1 本条は、埋立て等の許可の変更について定めている。

【解説】

- 1 既に許可を受けていても、埋立て等の面積、期間など当初の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ変更内容について変更許可が必要となる。
なお許可を受けた者の氏名や住所など、計画の内容に変更が生じない場合は届出で足りることとした。

(着手の届出)

第 11 条 許可を受けた者は、その土地の埋立て等に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(着手の届出)

第 11 条 条例第 11 条の規定による届出は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手する日の 10 日前までに、土地の埋立て等着手届(様式第 13 号)により市長に届け出なければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、埋立て等の着手の届出義務を定めている。

【解説】

- 1 土地の埋立て等に着手するときは、着手する日の 10 日前までに届出を提出するものとする。

(土壌の調査及び報告)

第 12 条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(土壌の調査及び報告)

第 12 条 条例第 12 条の規定による調査は、土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から 3 月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、第 7 条第 4 項の規定に準ずる方法により行わなければならない。

- 2 前項の規定による調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。
- 3 条例第 12 条の規定による報告は、第 1 項の各期間の経過後 1 月以内に、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
 - (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
 - (2) 第 1 項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書(様式第 6 号)

【趣旨】

- 1 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対する土壌調査について報告義務を定めている。

【解説】

- 1 土砂等の埋立て等について、一定期間ごとに土壌調査を行い、土壌基準に適合しているか否かについて市長に報告を義務付けている。

(施工管理者の設置等)

第 13 条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理を行わせなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、埋立て等について適正な施工を確保するため施工管理者の設置を定めている。

【解説】

- 1 埋立て等の施工について、施工管理者を常駐させなければならない。施工管理者については、土木工事の施工に関し管理の経験があるものとするが、建設業法施行規則で規定している土木施工管理技術検定に合格している必要はない。

(標識の掲示)

第 14 条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、当該許可に係る土地の埋立て等が行われている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(標識の掲示)

第 13 条 条例第 14 条の規定による標識の掲示は、土地の埋立て等に関する標識(様式第 14 号)により行わなければならない。

- 2 条例第 14 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (4) 土地の埋立て等を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主である事務所の所在地)並びに連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量
- (8) 施工管理者の氏名

【趣旨】

- 1 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対する標識の掲示義務について定めている。

【解説】

- 1 周辺の地域住民に対し、当該埋立て等の計画概要を周知するため、標識の設置を義務付けている。
- 2 見やすい場所とは、原則として土砂等の搬入車両の出入り口付近とする。

(帳簿の記載)

第 15 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等が行われている間、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

(帳簿の記載)

第 14 条 条例第 15 条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第 15 号)により毎日行わなければならない。

2 条例第 15 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 埋立て等区域の位置及び面積
- (3) 記録者の氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両登録番号
- (6) 搬入者の氏名又は名称
- (7) 運転者の氏名
- (8) 土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他埋立て等の施工に必要な事項

【趣旨】

1 本条は、許可を受けた者に搬入土砂等の数量等を帳簿に記載するよう定めている。

【解説】

- 1 搬入日ごとに土砂等の数量、搬入車両の登録番号及び運転者名、搬入時刻、積載場所等を帳簿に記載しなければならない。
- 2 土砂等の埋立て等の施工に係る記録についても帳簿に記載しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第 16 条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前条に規定する帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該土地の埋立て等に係る生活環境の保全又は災害の防止に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第 15 条 条例第 16 条の規定による備付け及び閲覧は、条例第 6 条の許可を受けた日から、条

例第 17 条第 1 項の規定による届出(同項第 3 号に係るものを除く。)をした日又は条例第 22 条の規定による許可の取消し若しくは停止を命ぜられた日から 5 年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第 16 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項の規定による申請書の写し
- (2) 条例第 10 条第 2 項の規定による申請書及び同条第 4 項の規定による届出書の写し
- (3) 条例第 11 条及び第 17 条第 1 項の規定による届出書の写し
- (4) 条例第 12 条の規定による報告書の写し
- (5) 条例第 20 条の規定による報告書の写し

【趣旨】

1 本条は、埋立て等の許可を受けた者に対する関係書類の備え付け及び公開義務について定めている。

【解説】

- 1 許可証、許可申請書のほか、埋立て等を行うにあたって必要な書類の備え付け、閲覧をさせなければならない。
- 2 生活環境の保全又は災害の防止上、利害関係を有する者については、第 4 条に規定する周辺の地域に居住する住民を指すが、本条の場合、周辺地域に居住していなくても、土地の所有者や土地を借りて耕作している者についても、利害関係を有する者とする。

(完了等の届出)

第 17 条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 市長は、前項の規定による届出(同項第 3 号に係るものを除く。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第 6 条の許可の申請(第 10 条第 1 項の許可の申請があった場合にあっては、その変更後のもの)の土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合しているかどうかの確認を行うものとする。

(完了等の届出)

第 16 条 条例第 17 条第 1 項第 1 号の規定による届出は、その完了した日から 10 日以内に、土地の埋立て等完了届(様式第 16 号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて市長に届け出なければならない。

2 条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定による届出は、その廃止し、又は休止した日から 10 日以内に、土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第 17 号)に次に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面

3 条例第 17 条第 1 項第 3 号の規定による届出は、その再開する日の 10 日前までに、土地の埋立て等再開届(様式第 18 号)を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

1 本条は、埋立て等の完了、廃止、休止及び再開の届出義務を定めている。

【解説】

- 1 埋立て等の完了、廃止、休止及び再開した場合、完了、廃止及び休止した日から 10 日以内に、再開は再開する日の 10 日前までに届出を提出するものとする。
- 2 市長は、完了、廃止及び休止した場合に許可を受ける際の計画に適合しているかどうか確認を行うものとする。

(名義貸しの禁止)

第 18 条 許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に土地の埋立て等を施工させてはならない。

【趣旨】

1 本条は、許可を受けた者の名義貸しを禁ずることを定めている。

【解説】

1 理由の如何を問わず、許可を受けた者以外の者に施工させることを禁止している。

(許可の地位の承継)

第 19 条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により、許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第 17 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、その承継した日から 30 日以内に、土地の埋立て等地位承継届(様式第 19 号)に承継の事実を証する書類及び那珂市暴力団排除条例に関する誓約書(様式第 8 号)を添えて市長に届け出なければならない。

【趣旨】

1 本条は、許可を受けた者の地位の承継について定めている。

【解説】

1 分割及び相続については、全部を承継することのみ認めることとする。

(報告の徴収)

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

【趣旨】

- 1 本条は、報告の徴収について定めている。

【解説】

- 1 市長は埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか報告を求めることができることとした。

(立入検査)

第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、担当職員に埋立て等区域、土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入らせるとともに、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められるものと解釈してはならない。

(身分証明書)

第 18 条 条例第 21 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(様式第 20 号)とする。

【趣旨】

- 1 本条は、立入検査について定めている。

【解説】

- 1 埋立て等が計画に沿って施工されているかを確認するため、立入検査ができることとした。
- 2 本条での立入検査は、行政上の目的から行政権の行使としてなされるものであって、犯罪捜査のために認められたものではないことを明確にした。

(許可の取消し等)

第 22 条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第 6 条又は第 10 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (2) 第 8 条各号に規定する許可の基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第 9 条の規定により、第 6 条又は第 10 条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第 10 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。
- (5) 第 18 条の規定に違反したとき。

【趣旨】

1 本条は、埋立て等の許可の取消し及び命令について定めている。

【解説】

1 不正な手段で許可を受けたとき、許可の条件に違反したときなどについては、許可の取消し又は埋立て等の停止を命じることができる。

(措置命令等)

第 23 条 市長は、第 6 条の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の規定により第 6 条又は第 10 条第 1 項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が、当該土地の埋立て等に係る第 6 条の許可の申請書(第 10 条第 1 項の許可の申請があった場合にあつては、その変更後のもの)に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画又は第 8 条第 1 号から第 3 号までの基準に適合していないと認めるとき。

(2) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

【趣旨】

1 本条は、埋立て等に係る措置命令について定めている。

【解説】

1 無許可で埋立て等を行った者、計画に適合しない埋立て等を行った者、生活環境の保全又は災害の防止のため必要がある場合は、埋立て等の停止、原状回復等の措置をとるように命じることができる。

2 緊急の必要とは、風水害や地震などにより、土砂等の崩落や流出の危険が想定され、速やかに危険を回避する措置をとらなければならない状況をいう。

(違反事実の公表)

第 24 条 市長は、第 22 条又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者の、その事実を公表することができる。

【趣旨】

1 本条は、違反事実の公表について定めている。

【解説】

1 市長が発令した命令に関し、違反した者が従わなかった場合、その命令違反の事実を公表できることとした。

(協力要請)

第 25 条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、関係行政機関、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う埋立て等区域の土地所有者等その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、関係行政機関や土地の埋立て等を行う者等に必要な協力を要請することができることを定めている。

【解説】

- 1 関係行政機関とは、茨城県や他市町村とします。
- 2 必要な協力とは、関係行政機関と合同で立入検査を実施、土地の埋立て等を行う者等から当該埋立て等の情報収集することなどを想定している。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- 1 本条は、施行に関する事項を規則で規定する旨を定めている。

(罰則)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条の規定に違反した者
- (2) 第 22 条又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者
- 2 次に該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 6 条又は第 10 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 20 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第 21 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 10 条第 4 項、第 11 条、第 17 条第 1 項若しくは第 19 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第 14 条の規定に違反した者

(両罰規定)

第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

- 1 第 27 条及び第 28 条は、この条例の規定に違反した者に対して科される罰則に関して定めている。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により許可を受けている者は、改正後の条例で許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、施行日の前に、現に改正前の那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により許可申請され、施行日に、許可、不許可の処分を受けていない者は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により許可を受けている者が、改正後の条件による許可の取り消し又は中止命令、停止命令に関して、施行日の前に生じた事由については、なお従前の例による。

【趣旨】

- 1 附則では、本条例の施行期日及び経過措置について定めている。

【解説】

- 1 この条例の施行される平成 26 年 4 月 1 日前に、従来那珂市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例で許可を受けている行為については、従来条例の規制の対象とする。